

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年9月19日(2019.9.19)

【公表番号】特表2018-520208(P2018-520208A)

【公表日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【年通号数】公開・登録公報2018-028

【出願番号】特願2018-513264(P2018-513264)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/46	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	25/16	(2006.01)
A 6 1 P	25/14	(2006.01)
A 6 1 P	25/18	(2006.01)
A 6 1 P	25/24	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	21/02	(2006.01)
A 6 1 K	47/61	(2017.01)

【F I】

A 6 1 K	38/46
A 6 1 P	25/28
A 6 1 P	25/16
A 6 1 P	25/14
A 6 1 P	25/18
A 6 1 P	25/24
A 6 1 P	25/00
A 6 1 P	21/02
A 6 1 K	47/61

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月5日(2019.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

神経変性の進行を予防、治療および／または阻止する方法で使用するためのDNアーゼ酵素を含む医薬組成物であって、前記神経変性は、血液または脳脊髄液または腸中における細胞外DNAの増大したレベルと関連する、前記医薬組成物。

【請求項2】

前記神経変性が一次神経変性である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記細胞外DNAが原核生物由来である、請求項1または2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記細胞外DNAがヒト由来である、請求項1または2に記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記DNアーゼが、患者の血液または脳脊髄液または腸中における細胞外DNAを破壊するのに十分な量で投与されるものである、請求項1～4のいずれか1項に記載の医薬組成物。

成物。

【請求項 6】

前記 DN アーゼが、ゲル電気泳動により測定される前記細胞外 DNA の平均分子量を低下させるのに十分な量で投与されるものである、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

前記 DN アーゼが、組み換え DN アーゼ、DN アーゼ I、および延長された半減期を有する DN アーゼから選ばれるものである、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

前記 DN アーゼが、ポリシアル酸とコンジュゲートしている、請求項 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

前記 DN アーゼが、アクチン結合部位の改変により、アクチンに対する結合から保護されている、請求項 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

前記 DN アーゼが、静脈内、皮下または筋肉内経路により投与されるものである、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

前記 DN アーゼが、少なくとも 1 日の間、少なくとも 0.04 mg / 1 kg / 日の量で投与されるものである、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

前記 DN アーゼが、少なくとも 1 日の間、0.05 から 10000 クニツツ単位 / 1 kg / 日の量で投与されるものである、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

前記 DN アーゼが、脳脊髄液中に、経腸的に投与されるかまたは経口投与されるものである、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

前記 DN アーゼが、1 日に少なくとも 0.1 mg の量で投与される DN アーゼ I である、請求項 13 に記載の医薬組成物。

【請求項 15】

前記神經変性が、アルツハイマー病、晚期発症型アルツハイマー病、パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症、ハンチントン病、統合失調症、または双極性障害と関連するものである、請求項 1 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。